参考資料１

地方独立行政法人福岡市立病院機構 業務実績評価の方針

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第２８条第１項各号の規定に基づき、福岡市長（以下「市長」という。）が実施する地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価（以下「評価」という。）については、以下の方針に基づき行うものとする。

１ 基本方針

(1) 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。

(2) 評価は、年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。

(3) 年度計画及び中期計画を実現するために、法人として特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価することとし、単に実績数値にとらわれないものとする。

(4) 評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

２ 評価方法

(1) 法人からの報告書の提出

法人は、各事業年度の終了後３月以内に、法第２８条第２項及び地方独立行政法人福岡市立病院機構の業務運営等に関する規則第８条に定める報告書（以下「業務実績報告書」という。）を市長に提出するものとする。

(2) 評価の実施

市長は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取等を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、別途、実施要領で定める項目を評価単位とする「項目別評価」と、それを踏まえた「全体評価」により評価を行うものとする。

評価は、毎事業年度の終了後に実施する「年度評価」、中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度の終了後に実施する「中期目標期間見込評価」及び中期目標の期間の最後の事業年度の終了後に実施する「中期目標期間評価」とする。

① 年度評価

当該事業年度における業務の実績について「項目別評価（小項目評価及び大項目評価）」を行う。また、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該事業年度における業務の実績全体について総合的に「全体評価」を行う。

② 中期目標期間見込評価

中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について「項目別評価（大項目評価）」を行う。また、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績全体について総合的に「全体評価」を行う。

③ 中期目標期間評価

中期目標の期間における業務の実績について「項目別評価（大項目評価）」を行う。また、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標の期間における業務の実績全体について総合的に「全体評価」を行う。

３ 評価結果等の活用

(1) 法人は、法第２８条第６項に基づく業務運営の改善等の措置を受けた場合、自主的に必要な措置をとるとともに、法第２９条に基づき、評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させる。

(2) 次期中期目標の策定、次期中期計画の認可及び法人の業務の継続又は組織の存続の必要性等に関する検討に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標の期間の各事業年度の評価結果を踏まえるものとする。

４ 適用時期

この方針は、平成３０年度に実施する業務実績評価から適用する。